

堺市地域防災計画の修正（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
○ 全体を踏まえたご意見		
1	個々のハザードを踏まえ避難場所選定の見直しが必要ではないか。	本市では風水害時に各小学校区に1カ所の指定避難所を開設します。浸水想定区域内の指定避難所については、洪水の可能性がある場合、上階への避難を行うこととし、また土砂流入の可能性のある場合は、その校舎に避難しないこととし、避難者の安全確保に努めています。
2	土砂災害を誘発する土地開発及び産廃物の不法投棄の規制について明記するべきではないか。	土砂災害を誘発する土地開発については、修正案 P84(災害予防対策第1章 第5節 土砂災害予防対策の推進)の「2土砂災害警戒区域内での開発規制」として既に計画に盛り込んでいます。なお、不法投棄につきましては、そもそも法律で禁止されていることから防災計画に組み込む必要はないと考えています。
3	コロナ等の感染対策を踏まえた被災者への物資支援を充実させてほしい。	指定避難所におけるコロナ等の感染対策として、令和2年度から段ボールパーテーションをはじめ、テント式のパーテーションを整備しています。併せて、消毒用アルコールや体温計なども整備し、感染対策を行うこととしています。
4	ハザードマップの危険ゾーンにある百舌鳥支援学校について、福祉避難所とすることに問題はないのか。	百舌鳥支援学校については、敷地の一部が土砂災害警戒区域に含まれていますが、「特別警戒区域」とは異なり、危険が生じる恐れはあるものの「建築物の制限」などは無く、避難体制を整備する区域となります。大規模災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、事前に施設の被災状況などを踏まえ、受け入れ可否を判断します。受け入れを可能とした場合も避難者には、警戒区域には近づかないよう周知することで、避難者の安全確保を図ります。
5	堺市内の各区に支援学校を新設し、福祉避難所の機能をより拡充すべきではないか。	本市では、市内の民間の高齢者福祉施設や障害者支援施設のほか、府立・市立の支援学校等を対象に、89カ所の施設を福祉避難所として指定しています。また、小学校などの指定避難所では、保健室や多目的室などを配慮が必要な方の避難スペースとして確保しています。 今後も福祉避難所運営マニュアルに基づき適切な開設・運営を図り、できる限り多くの福祉避難所を確保できるよう取り組んでまいります。

6	<p>堺市内の街路樹について、電線や電柱が幹や枝に覆われている箇所が数多くみられる。風水害リスクを最小限に抑えるため、街路樹の一斉剪定や低木化を推し進めるべきではないか。</p>	<p>街路樹の剪定等については、路線毎に異なる樹種や植物の生育環境等を考慮の上、予算や優先度によって頻度を設定して行っています。一方、樹齢により高木化や老木化した街路樹は台風時の倒木や架空線への接触などの恐れがあることから、防災や景観などの視点に配慮し、適宜電力会社など占有者と連携の上、今後も適切な維持管理に努めます。</p>
○ 総則 第1節 目的等		
7	<p>総則に災害対策基本法が改正された旨の記載が必要ではないか。</p>	<p>総則では、堺市地域防災計画を作成する目的及び目標を記載しているため、災害対策基本法改正に関する記載はしていません。</p>
8	<p>区別の計画の進捗状況はどうか。 また市民はそれをどう知るか。</p>	<p>大規模な災害が発生した場合等には、堺市災害対策本部を設置するほか、必要に応じて各区に区災害対策本部を設置し、区域の災害特性や地域特性を踏まえた災害対応を行うこととなります。その対応については、災害時業務継続計画をはじめとした受援計画など、各区役所において災害対応マニュアル等で整理し適宜見直しを行っています。 なお、この計画は、主に庁内関係者との連携を目的として作成しているものです。</p>
○ 総則 第3節 災害の想定		
9	<p>区別の計画は、浸水想定校区の住民に対してどのように伝えるのか。</p>	<p>各区が作成している実施計画は、主に区災害対策本部を中心とする公助による災害対応体制について整理を行っているものです。ご指摘のとしては、各種イベントを通じたハザードマップの配布や出前講座、校区ワークショップの機会等を通じてハザードマップの説明を行っています。また最近ではインターネットや堺市公式LINE、ツイッターなどの様々な手法を通じてハザードマップの認知を広げる取り組みを展開しています。</p>
○ 総則 第4節 防災関係機関の業務大綱		
10	<p>健康福祉局の業務大綱の中に障害福祉部がない。また、「障害者児の災害対策全般に関すること」などを業務に追加してほしい。</p>	<p>障害者児に対する福祉避難所の対応については、障害福祉部内の特定の課ではなく、障害福祉部全体で取り組むため、ご指摘いただいた内容を参考に修正します。なお、長寿社会部が所管していました「福祉避難所に関すること」</p>

		は、令和3年4月1日に地域共生推進課へ移管されたため、削除することとします。
11	障害者児の避難生活に関することの所管はどこか。	障害者に関わらず指定避難所や指定緊急避難場所、福祉避難所の指定・設置・運営など避難者の「避難生活に関すること」については、区災害対策本部を担う区役所をはじめ危機管理室や健康福祉局など様々な部局が連携した取り組みを進めています。
12	北及び南こどもリハビリテーションセンターは福祉避難所となるのか。	福祉避難所の指定にあたっては、災害対策基本法等で定める基準に適合する公共施設等を、想定される災害の状況や人口の状況等を勘案し指定することになります。全ての公共施設を福祉避難所に指定するとは限りませんが、指定にあたっては、施設管理者と十分協議し、施設利用者にも周知する必要があります。今後もできる限り多くの福祉避難所を確保できるよう取り組んでまいります。
13	障害児者と家族を切り離して考えず、ワンストップ窓口で避難と避難生活ができるようにしてほしい。	市は災害対策基本法に基づき避難所を指定しており、大規模災害時には各区災害対策本部が区域の避難所を開設し、避難者の受け入れなど必要な運営を行います。また、避難所の運営において障害者など一般的な避難所での避難生活が困難な避難者は、福祉避難所での対応を行っていくこととしています。そのために避難所に関係する様々な部局が連携し議論を重ね「福祉避難所運営マニュアル」を作成するなど、より良い避難者環境の整備に向けた取組を行っています。
14	支援学校が福祉避難所となるときの計画と、支援学校の生徒たちの避難及び避難生活の計画については、同時に進むのか。	指定避難所等では、生活に支障をきたす恐れがある方々が安心して避難生活を送れるよう、あらかじめ高齢者福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所への円滑な受け入れについて取り組んでおります。まずは、指定避難所に避難していただき、指定避難所での生活が困難かどうかを判断することとなります。 支援学校の教育活動の再開については、地域の小中学校と同じように、学校ホームページや学校メール等によって周知します。
15	停電時には人工呼吸器等が使用できなくなるなど、命に係わる事態が発生することもある。このような場合に備え、家庭での小型発電機の購	災害時における電力の確保は最も重要な課題の一つであると認識しています。小型発電機の購入にかかる補助については困難ではありますが、関西電力のほかライフライン事業者とは、ライフラインが途絶えた際における対応について、平時より議論を重ねており、特に関西電力に関しては

	入について、堺市でも補助してほしい。	電力喪失時に早期復旧すべき防災関係機関や福祉事業所などについて議論を行っています。
○ 総則 第5節 市民、事業者の基本的責務		
16	市民の責務として、避難所の自主的運営、避難行動要支援者への支援があることを市民は理解しているのか。	市内すべての校区に設置されている校区自主防災組織において、避難所運営訓練が実施される際には、避難者同士で助け合い・協働の精神に基づき、自主的な避難所運営がされるよう、市として支援しています。併せて、要配慮者等への配慮の必要性についても、避難所運営マニュアルに盛り込み、周知に努めています。
17	事業者が行うBCP作成について、市はどう協力するのか。	令和3年度から3年間を期限として障害者や介護の事業所における業務継続計画の策定が義務付けられました。堺市ではこのような事業所に対して、国（厚生労働省）が示すひな形や動画による教材などを同事業所に紹介するなど策定に向けた支援を行っています。特に障害者の事業所においては、市が同計画策定支援を目的としたオンラインによる研修会を開催しています。また一般事業者におけるBCPの策定支援については、堺市と商工会議所が共同で策定した「事業継続力強化支援計画」に基づき実施しています。具体的には、業務継続計画の策定を検討する企業に対するセミナーを開催することや、同計画に位置付けを行った設備投資（自家発電装置など）に対する貸し付けに伴う金利優遇を行うなどの支援を行っています。
○ 総則 第8節 計画の修正		
18	防災会議に関して、女性、高齢者・障害者やその家族が参画することが必要である。	令和3年度から防災会議の委員構成を見直し、これまでの防災関係機関やライフライン事業者等に加え、女性、高齢者・障害者、外国人等、さまざまな団体の方に委員委嘱を行い、本市防災対策の根幹となる地域防災計画の作成に参画いただいています。
○ 災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第3節 津波被害防止対策の推進		
19	良い参考事例になる校区の訓練は、全ての校区に広めてほしい。また、東日本大震災を教訓とするのもよいが、堺市にあった津波避難を考えてほしい。	各校区などで実施される効果的な訓練について積極的に推進し、他へ情報共有を行うなど、市における自主防災組織への支援に工夫を図ります。また、堺市で実際にあった津波被害の教訓を後世に伝える石碑（擁護壘）が大浜公園にあり、国土地理院の「自然災害伝承碑」として登録を行い、市内外へ津波避難の必要性や地震や津波への備えを発信するほか、夜市が開催される日には「擁護壘ツアー」を

		開催し、ハザードマップの周知を行うなど堺市としての啓発活動を実施しています。
20	自助・共助という言葉が強調されるたび、一人では逃げることや、生きることができない障害者児やその家族は非常につらい思いをしている。	<p>令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。</p> <p>本市では、浸水想定区域等に居住する自ら避難することが困難な方等に対し、あらかじめ避難先や避難支援者等を定めた個別避難計画の作成にむけ取組を進めています。</p>
21	津波に関する情報の伝達方法等について、印刷物の配布以外の方法を考えてほしい。	本市では、大阪府から津波災害警戒区域の指定は受けておりませんが、津波災害に関する必要な情報を記載したハザードマップの配布に加え、校区自主防災訓練への支援などに取り組み、住民への周知を行っています。
○ 災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第4節 水害予防対策の推進		
22	市町村長に報告するとあるが、堺市の計画なので市長に報告する、でよいのでは。	ご指摘ありがとうございます。修正いたします。
23	要配慮者利用施設の避難確保に関する計画等について、市として必要な助言等を行うとあるが、助言する以外にはあるか。	<p>浸水が想定される地域の社会福祉施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。</p> <p>本市では避難確保計画策定時における指導や、出水期に備えて、社会福祉施設の避難確保計画について緊急点検を実施しています。</p>
○ 災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第5節 土砂災害予防対策の推進		
24	警戒レベル4に関する避難情報の意味の理解促進については記載があるが、警戒レベル3「高齢者等（障害者も）避難」についての記載も必要ではないか。	<p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、立ち退き避難がかえって人命等に危険を及ぼすおそれがあることから、令和3年5月の災害対策基本法の改正において、警戒レベル5「緊急安全確保」が新たな避難情報に加えられ、少なくとも警戒レベル4「避難指示」までに危険な場所から全員避難することが必要である旨が示されました。</p> <p>なお、本記載では、警戒レベル4のみならず全ての避難情報の意味の理解促進に努める趣旨の内容になっていますが、ご意見を踏まえ加筆します。</p>

○ 災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第6節 危険物等災害予防対策		
25	危険物にアスベストが含まれていないが、予防対策は必要ではないか。	<p>本記載箇所は、消防法で定められている危険物（一般的に火災発生や火災拡大が大きいもの等の性質を持った物品）について記載しています。</p> <p>アスベストにかかる災害予防対策としては、修正案P59(第1章 第1節 第7 アスベスト使用建築物等の把握)、P90(同章 第6節 第3 毒物劇物等災害予防対策)、P97(第2章 第1節 第1 防災知識の普及啓発等) P130(同章第7節 第3 指定避難所の指定、整備)、P153(第3章 第1節 第9 防災教育)、P190(第4章 第6節 第4 がれき等災害廃棄物処理)に記載しています。</p>
○ 災害予防対策 第2章 災害拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚		
26	「自らの命は自ら守る」とあるが、それができない人たちもいることも考えてほしい。	<p>自然災害をはじめ様々な危機事象に対し、市民の皆様の生命、身体、財産への被害を最小化し、市民生活の安全・安心を確保するためには、公助の取組を進めるほか、市民の皆様には自助、共助への理解や取組を進めていただく必要があります。</p> <p>また、自助力を高めることで、共助による助け合いの輪を広げる取組にも繋げたいと考えています。避難行動要支援者の避難支援には、共助による助け合いの取組が不可欠であり、修正案P180(第4章 第4節 避難行動要支援者支援対策)等に同趣旨の記載を行っています。</p>
27	「防災と福祉の連携により高齢者に対し…」とあるが、高齢者だけなのか。高齢者・障害者など要配慮者に対しとするのはどうか。	ご指摘を踏まえ、「高齢者」を「高齢者や障害者などの要配慮者」に修正します。
28	普及啓発の内容には、アスベストの把握や対処についての知識も含まれるか。	本市では、アスベストと健康被害についての講演会や広報等を通じて、アスベストに関する正しい知識の普及・啓発を図っています。今後、災害時におけるアスベストのリスクについても、普及啓発を進めます。
29	「避難生活」の中に要配慮者への支援も入っているか。	高齢者や障害者などの要配慮の方々は、生活環境の変化等から心身の健康状態が悪化しやすいことから、生命の確保、健康維持を最優先に対応すると同時に、避難生活における情報保障や行動支援など、多様な角度からの支援を行うことが必要であり、本記述には要配慮の避難生活を含んでいます。なお、要配慮者の避難生活への支援について

		は、避難所運営マニュアルに記載し周知に取り組んでいます。
30	地域への理解と啓発を進めるため、市職員が事前に障害者に関する学びや体験を取り入れてほしい。	<p>校区自主防災組織の防災訓練では、地域の福祉施設が参加するなどの事例もあり、他校区で参考にさせていただけるよう市の支援策に工夫を図ってまいります。</p> <p>また、災害時における高齢者や障害者等の要配慮者への適切な配慮を行うことができるよう、職員への啓発等に今後も取り組んでまいります。</p>
31	指定避難所となる学校の関係者が、要配慮者のくらしと避難生活の不便さなどを学び、体験する機会の必要性を表記してほしい。	<p>教職員の研修等にかかる事項については、修正案 P100 「(3) 教育員の研修」及び「(4) 学校における防災教育の手引き」に記載しています。</p> <p>ご指摘の内容については、上記箇所に記載の教職員を対象に実施している「防災教育教員研修」において、避難所における要配慮者の避難生活に触れるカリキュラムを設定するなどし、今後の研修内容を充実させていきます。</p>
32	防災教育啓発施設とはどこか。市民（車いすユーザー）でも使用できるのか。	<p>これまでは他市の防災教育啓発施設を活用していましたが、令和4年4月に堺市総合防災センターが美原区に開設しますので、本表記は当該施設名称に修正します。「あなたとあなたの大切な人を守るために」をコンセプトとして、地震体験や消火体験など、市民の皆様がご利用いただける防災啓発施設です。</p> <p>なお、堺市総合防災センターではエレベータや車椅子利用者が乗れる地震体験装置を整備しており、車椅子をご利用の方も体験いただけます。</p>
○ 災害予防対策 第2章 災害の拡大の抑止 第2節 自主防災体制の整備		
33	個別避難計画が早期に作成されるよう、市として協力してほしい。	令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされており、本市としても、福祉専門職や関係団体等との連携のもと、避難行動要支援者の状況等による優先度も踏まえ、着実な計画作成に取り組んでまいります。
34	地域防災計画に記載している地区防災計画の一覧以外の地区は、計画を作成しなくてもよいのか。	<p>本地域防災計画に記載されている地区防災計画の一覧については、現段階で作成・提出されたものを掲載しています。</p> <p>地区防災計画は、一定の地区の居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画として当該地域が自主的に作成するものであり、法的な作成義務はありません。しかし、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の重要性</p>

		を踏まえ、市の地域防災計画に地区防災計画が規定されることにより、市地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携することが重要です。これにより共助の強化＝地区の防災力の向上が図られることから、今後も市として各校区への計画作成支援を行います。
35	防災訓練は最低「1日分の流れ」を想定し実施すべき。	毎年、全校区で、自主防災訓練が実施されており、訓練内容も、救護訓練、消火訓練、炊き出し訓練などの基本的なものから、夜間の避難訓練や避難所区割り訓練などのより実践的なものまで幅広い内容で実施されています。今後起こり得る災害に備えるため、より効果的な避難訓練の実施が工夫されるよう市として支援してまいります。
○ 災害予防対策 第2章 災害の拡大の抑止 第3節 都市防災機能の強化		
36	空き家だけでなく空きビル等も一時的なオープンスペースとして物置やトイレを利用できる協定を結んではどうか。	災害時に火災、倒壊等の被害拡大を防止する観点から空き家等対策を明記していますが、ご意見について参考にさせていただきます。
○ 災害予防対策 第2章 災害の拡大の抑止 第6節 災害時医療体制の整備		
37	日常的に医療ケアを必要としている者はどうすればよいか。またどこで対応してくれるのか。	各種の専門治療が必要な方と同様に、日常的に人工呼吸器等の医療的ケアが必要な障害者児についても、災害時に必要な医療を継続できるよう特定診療災害医療センター等の関係機関との連携体制を整備していきます。 また、本市としては、災害に対する平時からの備えについて、より効果的な啓発に取り組んでまいります。
38	堺地域災害時医療救護対策協議会はどのような団体で構成され、どのような活動をしているのか。	「堺地域災害時医療救護対策協議会」は、堺市医師会、堺市歯科医師会、狭山美原歯科医師会、堺市薬剤師会、災害拠点病院、救急告示病院等で構成された任意の協議会です。活動内容としては、病院向けの教育研修会、講演会の開催や、災害訓練の実施等を行っています。堺地域における災害医療・救護に関係する団体や団体に所属する職員を対象とした活動内容となっており、現在のところは市民を対象とした活動は行っていません。なお、本市は当該協議会にオブザーバーとして参加しています。
○ 災害予防対策 第2章 災害の拡大の抑止 第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備		
39	津波避難ビルは、避難者1人あたり1㎡とあるが、コロナ禍において密ではないか。	津波避難ビルは、災害の危険が切迫した場合に居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所となります。内閣府が作成した「津波避難ビル等ガイドラ

		イン」に基づき、目安として概ね1㎡と記載しています。コロナ禍においても、まずは命を守ることを最優先のうえ、3密対策をとっていただきたいと考えています。
40	在宅避難を推奨するからには、障害特性に応じた必要物資や支援が確実に届くようにしてほしい。	在宅被災者の数や必要とされる支援物資等に関する情報を把握するため、避難所開設に関する広報活動時などに、在宅被災者の人々に対して、避難所に在宅であることの申出を呼びかけることとしています。 しかし、過去の大きな災害事例では、交通網やサプライチェーンの寸断により、公的支援がすぐに行き届かないこともあったため、避難先がどこであるかに関わらず各家庭で一定の備蓄を行っていただく必要があり、このことについて今後も様々な手法により啓発を行います。
41	避難所へ行くことができない障害者等に対する電源確保も考慮してほしい。	在宅で人工呼吸器を使用している方については、平時から電源確保など、災害時における行動をかかりつけ医や支援者などの関係者と話し合いをすることが大切になります。 本市としては、災害に対する平時からの備えについて、啓発に取り組んでいきます。
42	アスベストについて、注意喚起はどのように行うのか。	長期に及ぶ避難所生活の環境把握、整備に関する項目であり、実施すべき項目として「避難所周辺の大気中アスベスト濃度のモニタリングを実施する」と記載しています。なお、具体的な対応にあたっては、モニタリング結果に応じた避難所運営を図ります。
43	トイレでのオストメイト対応をしてほしい。	指定避難所のトイレは、避難所となる小学校等の施設のトイレに加え、災害用トイレとして仮設型トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等を備蓄・整備しています。 小学校や中学校の一部では、オストメイトの対応が可能となっていますが、学校敷地内にある既設トイレがオストメイト対応になっていない場合、多目的トイレを整備する際に、オストメイト対応のものにしています。福祉避難所での受け入れも含め、いただいたご意見は、トイレ環境の整備への参考にさせていただきます。
○ 災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備		
44	要配慮者対策専門部会に障害者やその家族、支援者が参加する必要があると考える。	要配慮者対策専門部会は、市の各種災害業務を部局横断で効果的・効率的に実施できるよう、堺市防災対策推進本部要綱に基づき、防災対策推進本部の幹事会の下で設置する庁内会議体です。健康福祉局の局総務担当課の危機管理

		<p>担当参事が部会長となるほか、構成員には障害施策所管課も参画し、庁内横断的に災害時の要配慮者対策を協議しています。</p> <p>なお、市の附属機関である堺市防災会議は、令和3年7月の委員改選を機に委員構成を大きく見直し、これまで参画いただいた各種防災関係機関等に加え、女性や子ども、障害者や高齢者、さらには、外国人やLGBTQ+の方々などを身近に支援されている団体や有識者の皆様に参画いただいています。</p>
45	<p>外部の専門家の活用とあるが、どのような構成か。</p>	<p>堺市が応急対策全般への対応力を高めるために活用する「外部の専門家」とは、「人と防災未来センター」や「防災科学技術研究所」の研究者をはじめとする防災・減災や災害対応に係る専門的知識を有する方々の支援を想定しています。なお、これらの有識者には、高齢者や障害者など避難行動要支援者への避難支援や避難所におけるケア等を専門的に研究している方も含まれています。</p>
46	<p>指定避難所の備蓄倉庫に筆記用具・受付用品が無かったが必要ではないか。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策物品には、聴覚障害者がわかりやすいようにフェイスシールドや透明マウスシールドも必要ではないか。</p>	<p>指定避難所における必要な筆記用具類については、学校等施設からの貸与を基本に対応予定です。</p> <p>なお、コロナ対応物資としてフェイスシールドを備蓄していますが、ここでの記述は代表的なものを記載していません。詳細は、運営マニュアルに掲載しています。</p>
47	<p>手話通訳士やヘルパーについても被災するため、受援体制を整えてほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり、災害時には手話通訳者やヘルパーをはじめとする支援者も被災します。災害時には他自治体からの応援やボランティアの受け入れが不可欠であり、受援体制の整備について検討を進めています。</p>
48	<p>孤立者とあるが、ひきこもりとなって自ら外に出ることが難しい方が存在することを認識しているか。</p>	<p>孤立者にはひきこもりの方も含まれるものと認識しています。</p> <p>ひきこもり状態にある方の孤立感が軽減されるよう、ひきこもり相談窓口を広く周知し、必要な支援につなげてまいります。</p>
49	<p>危機管理センター員及び区対策本部員等への防災教育においては、ぜひ障害者施設を体験してほしい。</p>	<p>ご意見を参考にさせていただきます。</p>

50	市民に対する防災教育の中で、要配慮者を支援することや福祉避難所には要配慮者が避難することなども伝える必要がある。	高齢者や障害者は、生活環境の変化等から心身の健康状態が悪化しやすいことから、生命の確保、健康維持を最優先に対応すると同時に、避難生活における情報保障や行動支援など、多様な角度からの支援を行うことを避難所運営マニュアルに記載し周知に努めています。
51	被災者支援システムとはどのようなものか。	令和4年4月に大阪府防災情報システムが新たに更新される際に、被災者支援システムの機能が実装される予定であり、市としても活用してまいります。なお、現時点での状況を反映するため記述を修正します。
○ 災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第2節 情報収集伝達体制の整備		
52	広報課が障害者と家族にどう配慮して災害情報を伝えるのか。	<p>情報伝達については、正しい情報を避難者全員が共有することが非常に重要です。</p> <p>災害広報責任者は、平常時の広報活動を通して得た知識や情報をもとに、また関係部署等とも連携し、障害者や高齢者、外国人の方等の要配慮者に配慮した広報手段の把握・確保に努めます。</p>
53	「プッシュ型支援」と「プル型支援」とあるが、在宅避難している者への供給体制はどうなるのか。	<p>物資供給支援には、発生直後に要請が無くても食料や飲料水など最低限必要と考えられる物資が送られてくる「プッシュ型」と、物質供給が安定した後に避難所からの要請に基づき供給するプル型があり、物資供給が円滑に確実にできる情報伝達方法の構築が重要です。そのため、在宅被災者の数や必要とされる支援物資等に関する情報を把握するため、避難所開設に関する広報活動の際などに、在宅被災者の人々に対して、避難所に在宅であることの申出を呼びかけることとしています。</p> <p>しかし、過去の大きな災害事例では、交通網やサプライチェーンの寸断により、公的支援がすぐに行き届かないこともあったため、避難先がどこであるかに関わらず各家庭で一定の備蓄を行っていただく必要があります。このことについて今後も様々な手法により啓発を行います。</p>
○ 災害予防対策 第4章 被災者支援の充実 第1節 緊急物資の確保		
54	停電時でエレベーターが停止している時に、家庭内備蓄が不足する場合があるので、在宅避難している障害者やその家族に対し飲料水を配付する体制を整備してほしい。	災害時避難行動要支援者への在宅避難を含めた避難支援については、必要性を十分に認識しています。そのため、在宅被災者の数や必要とされる支援物資等に関する情報を把握するため、避難所開設に関する広報活動の際などに、在宅被災者の人々に対して、避難所に在宅である旨の申出をするように呼びかけることとしています。

	「障がい者」の表示は、堺市や国では「障害者」としているのではないか。	<p>しかし、過去の大きな災害事例では、交通網やサプライチェーンの寸断により、公的支援がすぐに行き届かないこともあったため、避難先がどこであるかに関わらず各家庭で一定の備蓄を行っていただく必要があり、このことについて今後も様々な手法により啓発を行います。</p> <p>なお、「障がい者」の表記については、「障害者」に修正いたします。</p>
○ 災害予防対策 第4章 被災者支援の充実 第4節 避難行動要支援者支援対策		
55	市が個別避難計画の作成対象としている障害者や高齢者等以外にも、個別避難計画の作成や支援が必要な障害者児が存在する。	<p>「制度別対象者」(表)では、災害時に支援の必要が高いと想定される方を掲載しています。</p> <p>ご意見の作成対象者以外の要配慮者については、P184に「第5 その他の要配慮者に対する配慮」と明記しておりますが、災害時における情報提供や避難誘導、その他の必要な支援と配慮に、より一層努めます。</p>
56	避難行動要支援者名簿に掲載する者の対象は、「生活の基盤が自宅にある者」が前提となっているが、発災時に何らかの事情により実家等に在る可能性もあり、対象範囲を見直すべき。	<p>グループホーム利用者や施設入所者については、入所施設等で定める避難確保計画に基づき、安否確認や避難支援を行うこととなります。</p> <p>なお、避難確保計画では、グループホーム利用者が自宅に帰宅している場合なども想定し、事前に連絡者や報告内容を調整しておき、災害発生時に混乱を来さないようにすることも重要となります。</p>
57	個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等の必要性が記載されているが、「市民の防災教育」の項目にも入れてほしい。	ご指摘いただいた内容を踏まえ、修正します。
58	福祉サービスの継続に必要な体制確立について平常時からどのような要員が必要か、必要な体制について把握してほしい。	<p>福祉避難所における要員の確保については、堺市福祉避難所運営マニュアルにおいて示しております。</p> <p>また、各事業所における業務継続計画(BCP)の作成を支援することで、災害時においても福祉サービスが継続・復旧できる体制の確立を促進します。なお、災害発生時には、国の「災害時情報共有システム」等を活用し、必要な支援を迅速に提供できるよう努めます。</p>
59	令和3年5月の災害対策基本法の改正により、高齢者や障害者等が福祉避難所へ直接	福祉避難所の指定については、市と社会福祉施設等の管理者とが協議のうえ、協定を締結し行っています。災害の状況によっては、施設が被災し使用できない可能性がある

	<p>避難できるよう規定の整備が図られたが、修正案では福祉避難所を「二次的な避難所」の扱いのままになっているのはなぜか。</p> <p>直接避難ができるよう福祉避難所の体制整備を行い、障害者児と家族に周知をすすめることが、市として必要なこと（公助）ではないか。</p>	<p>こと、施設職員自身が被災し福祉避難所の運営が不可能となることも想定されることから、福祉避難所運営マニュアルにおいては、市が施設の被災状況等を確認したうえで、福祉避難所の開設要請を行うこととしています。今後も被災者を可能な限り速やかに受け入れ、安全安心に福祉避難所の機能を果たすための方策を引き続き検討してまいります。</p>
60	<p>災害時における要配慮者への情報提供や避難誘導等必要な支援に対し、配慮に務めると記載しているが、誰に相談するのか、窓口はどこかなどを障害者や家族に周知してほしい。</p>	<p>堺市避難所運営マニュアルにおいて、要配慮者対応の相談窓口の設置が必要であり、相談窓口には、保健・医療・福祉的相談に応じられる者を確保し、配置するように努めると示しています。</p>
○ 災害予防対策 第4章 被災者支援の充実 第5節 帰宅困難者対策		
61	<p>障害者児の親が帰宅困難者となった時の障害者児への支援が必要である。</p>	<p>災害時に障害者児の介護者が帰宅困難者となったときに備え、平常時から、発災時における行動について、当事者、家族及びサービス事業所、学校、就労先等の障害者児が日中通所している施設等の関係者で話し合いをし、対応を共有しておくことが大切です。特に、利用者家族との連絡については、事前に連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について調整しておき、避難に混乱を来さないようにすることが重要となります。</p>
○ 災害予防対策 第4章 被災者支援の充実 第6節 保健衛生対策		
62	<p>マンホールトイレの整備は進んでいるが、空き教室・空きビルなども利用し「ラップポン」など他人の手を借りずに利用できるものの導入を検討してほしい。</p>	<p>災害時のトイレは、マンホールトイレ以外に、指定避難所となる既存施設の環境整備や、仮設トイレ及び携帯トイレ、国からプッシュ型支援等の活用を想定しています。</p>
○ 災害予防対策 第4章 被災者支援の充実 第8節 応急住宅対策		
63	<p>「応急仮設住宅にかかる要配慮者に配慮した住宅の仕様</p>	<p>災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の建設・借上げ及び被災住宅の応急修理は、大阪府より委任されてお</p>

	を検討する」とあるが、実現はまだか。	り府のマニュアル等に基づき実施することとなっています。 建設型の応急仮設住宅の配置・仕様等については、コミュニティ・要配慮者等に配慮することとなっているため、「合理的配慮を行う」に修正します。
64	障害者、障害児の親、外国人を含め被災者すべてが罹災証明書にアクセスできる仕組みがほしい。	堺市防災対策推進本部幹事会の下に設置する被災者生活再建専門部会において、いただいたご意見を参考に、具体的な方法について関係部局と連携を図りながら、協議を進めていきます。
○ 災害予防対策 第4章 被災者支援の充実 第9節 ボランティアの活動環境の整備		
65	在宅避難の障害者児と家族にもボランティア支援が届くようにしてほしい。	災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう必要な体制の構築をすすめてまいります。
○ 災害応急対策 地震・津波編 第1章 初動期の活動 第3節 災害情報の収集伝達		
66	地震・津波発生後の初動期の活動として、被害情報の収集・報告のため、収集すべき被害情報を示した表があるが、アスベストについてはどれに該当するのか。	「その他災害対策上必要な事項」として、アスベストにかかる情報収集を行うこととなります。具体的な対応にあたっては、関連機関と連携しながら対応していきます。
○ 災害応急対策 地震・津波編 第1章 初動期の活動 第4節 災害広報		
67	広報車の活動が不可能な地域、又は特に必要と認められる地域に対しては、市災害対策本部又は区災害対策本部から職員を派遣し、広報活動を実施するとあるが、派遣の基準は定めているのか。	災害時の広報活動は、災害の種別や規模、被災の状況、職員の参集状況をふまえ、市災害対策本部において調整のうえ実施することとなります。職員の派遣による口頭等の伝達についても同様となります。
68	災害情報のチラシを作成し、市庁舎、区役所、避難場所等で配付・掲示するだけでは、視覚障害者にはわからない。 また、文字が多いと知的障害者には伝わらない。 やさしい日本語もわかりにくい。	情報伝達については、正しい情報を避難者全員が共有することが非常に重要です。そのためには、日本語の理解が十分でない外国人の方や視聴覚障害者等要配慮者の方への配慮に工夫が図られるよう、災害対応職員をはじめ、避難所を運営する地域の方々の意識と知識の向上に努めます。

69	<p>障害児者・家族が被災者となった場合に、気軽に安心して相談できるよう、LINE や Twitter などの各種 SNS により問い合わせができるようにしてほしい。</p>	<p>災害時において孤立しがちな障害児者・家族をはじめ、不安を抱える方々の相談窓口を早期に設置することの必要性は認識しています。また、LINE やツイッターなどの SNS やチャットボットなど、災害に伴う様々な悩みや問い合わせに迅速に応答し問題解決につなげることができる方法について検討を行います。</p>
○ 災害応急対策 地震・津波編 第1章 初動期の活動 第10節 避難誘導		
70	<p>避難計画図にある家屋被害の安全確認は、自己判断で行うことになるのか。素人判断で帰宅することで、熊本地震のように2回目の大きな揺れで命を落とすこともある。また、建物に被害が無くても浸水被害がある時はどうなるのか。</p>	<p>表に記載する「安全確認」は自己判断になります。居住家屋の耐震性能などに応じて、発生した地震の揺れに伴う被害は異なるため、事前に居住家屋などの耐震性能を確認するほか、発生した揺れの大きさを踏まえて「安全確認」をお願いします。</p> <p>一方、ご指摘のように地震の揺れは熊本地震で「前震」と「本震」と表現されたように、マグニチュードが大きな地震になると余震も含めると数多く発生します。このことから、少しでも不安を感じる要素があれば、避難所へ戻っていただくなどの方法を検討いただきたいと思います。</p> <p>また、この「避難計画図」は一例を記載しているものであり、帰宅後の行動は居住家屋の状況や周囲の被災状況などで大きく異なるため、すべての状況を網羅した明示は困難です。</p>
71	<p>高齢者等避難に障害者が含まれていることを示してほしい。</p>	<p>内閣府が令和3年5月に作成した避難情報に関するガイドラインにおいて、「高齢者等避難」の“高齢者等”については、「避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者」と示されています。</p> <p>上記を踏まえ、記載内容を補足します。</p>
○ 災害応急対策 地震・津波編 第1章 初動期の活動 第13節 ライフラインの緊急対応		
72	<p>復旧を優先すべきところについて、「必要度」も意識してほしい。</p>	<p>避難場所、医療機関、報道機関等を原則優先することなどから、「必要度の高いところ」と記載する方が趣旨に合いますので修正します。</p>
○ 災害応急対策 地震・津波編 第2章 応急復旧期の活動 第2節 指定避難所の開設・運営		
73	<p>指定避難所の定員等の理由で、早く避難ができない要配慮者の受入れができないということのないようにしてほしい。</p>	<p>指定避難所の定員は、本市に最大の避難所生活者が発生すると想定される上町断層帯地震時の13万9千人に対するスペースを確保しています。</p> <p>ただし、混雑具合によっては、近隣等の避難所との調整等も想定し対応します。</p>

74	<p>障害者児の家族が、「迷惑をかける」と気にすることなく、避難所へ避難できる環境整備や意識醸成を行ってほしい。</p>	<p>本市は、これまでも避難者の人権を尊重した避難所運営が行われるよう、避難所運営マニュアルを作成し、市職員はもとより自主防災組織をはじめとする地域の方々への周知を図ってまいりました。</p> <p>今後も要配慮者の方が安全安心に避難され、避難生活が送れるよう意識啓発に取り組みます。</p>
75	<p>避難所のトイレは、車イスバギーの利用者が利用できるか事前に調査のうえ、利用できない場合の対処方法も示してほしい。</p>	<p>指定避難所のトイレは、避難所となる小学校等の施設のトイレに加え、災害用トイレとして仮設型トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等を備蓄・整備しています。</p> <p>小学校や中学校の多くでは、多目的トイレを整備しています。バギー式の車いすを利用されている避難者のトイレにかかるご意見については、福祉避難所での受け入れも含め、トイレ環境の整備への参考にさせていただきます。</p>
76	<p>避難の長期化とは、具体的に何日以上を想定しているのか。1日でもプライバシー確保やトイレでの事件・事故を防ぐことが必要と考える。</p>	<p>発生した災害や被害の内容・避難者等の状況により避難の必要性も大きく異なるため、長期化の日数は明示していません。一方、同記載内容は、「避難の長期化」が「必要と考えられる場合」の一例として表現しており、複数の世帯が避難している場合には「プライバシー確保状況」を把握する必要があるほか、高齢者などが避難した際には段ボールベッドなどの使用を早期に判断する必要があります。</p>
77	<p>指定避難所に設置される相談窓口の設置には、手話ができる相談員の配置が必要である。</p>	<p>ご指摘のとおりですが、全避難所に手話ができる相談員を配置するのは人員的に困難です。ボランティアの方々からの支援等、必要に応じて対応できるよう、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
78	<p>避難所におけるトイレで防犯ブザーが吹鳴した際は、誰が対応するのか。</p>	<p>避難所の運営については、避難所運営マニュアルに基づいて行うものとなっており、各避難所において避難所運営委員会を設置するものとなっています。この運営委員会については自主防災組織等、行政、施設管理者、ボランティア団体や企業といった構成員からなり、避難所運営において班を設置します。その中で「防犯に関する班」や「要配慮者に関する班」等を設置することで、対策を行うこととしています。</p>
<p>○ 災害応急対策 地震・津波編 第2章 応急復旧期の活動 第3節 緊急物資の供給</p>		
79	<p>要配慮者や家族が、区役所や避難所に行くことができない場合、物資供給を受けるにはどうすればよいか。</p>	<p>大規模災害が発生した場合、指定避難所は、家を失った避難者の生活の場であるほか、在宅避難者など避難所外避難者の情報も含めた被災者支援の拠点となります。</p>

		<p>このことから在宅避難者の数や必要とされる支援物資等に関する情報を把握するため、避難所を担当する市職員や施設管理者、避難者の代表者や自主防災組織の方々などで構成する避難所運営委員会において、地域の協力を得て、在宅避難者など避難所外避難者の把握に努めることを基本としています。</p> <p>一方で、避難行動要支援者の発災時における被災状況については、市、民生委員児童委員、警察をはじめ地域の方々や民間事業所による共助のネットワークなど様々な手法で把握を行い、その後、避難所で物資を受け取ることが困難な方への救援物資などの配布方法については、個別に検討を行う必要があると認識しています。</p> <p>ただし、公的支援がすぐに行き届かない可能性もあるため、家庭内備蓄を進めていただくほか、特に在宅避難においては、近隣の方々との情報共有による安否確認や物資の調達などの協力が重要になります。平時から自治連合協議会をはじめ自主防災組織など地域の方々と情報を密にし、地域の自主防災訓練に参加するなど、助け合いのネットワークを広げる取り組みへの参画を宜しくお願いします。</p>
<p>○ 災害応急対策 地震・津波編 第2章 応急復旧期の活動 第11節 応急教育等</p>		
80	<p>支援学校が指定避難所となった場合、そこに通学する子ども及び家族がどのように行動すれば良いか分かりやすく伝えてほしい。</p>	<p>近年、各地では、自然災害が激甚化・頻発化しており、本市でもいつ大きな災害が発生してもおかしくない状況だと考えます。多くの学校施設は教育活動の場であると同時に、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たします。本市では、現在、支援学校は一般の指定避難所ではなく、福祉避難所として指定していますが、避難所として活用する場合には、学校施設管理者等とも連携を図り、円滑な学校再開も視野に入れた避難所の開設・運営に努めます。</p> <p>また、支援学校の教育活動の再開については、地域の小中学校と同じように、学校ホームページや学校メール等によって周知します。</p>
<p>○ 災害応急対策 風水害編 第1章 災害警戒期の活動 第1節 気象予警報等の伝達</p>		
81	<p>気象庁がホームページで公表している「洪水キキクル（中小河川における洪水災害</p>	<p>市が発令する避難指示などの「避難情報」のうち河川を対象とした避難情報については、ハザードマップに記載する避難が必要となる対象河川の管理者との協議を踏まえ、</p>

	<p>発生の危険度の高まりを5段階で色分け表示した洪水警報の危険度分布情報)をP346「第2住民への周知」に加え、色についても聴覚障害者が見て判断できるように周知してほしい。</p>	<p>河川の水位情報をもとに発令しています。このことから、行政が市民のみなさまにお伝えする情報は、災害の危険度に応じた「避難情報」となります。このような場合、エリアアラートというシステムを通じてテレビやラジオ、堺市ラインやツイッターなどのSNS、市ホームページなど視覚により確認可能な媒体により避難情報を発信しています。またキキクルの情報は気象台が発表する避難行動を迅速に行うための事前情報の役割であり、市が発令する「避難情報」と同様に周知することは難しいと考えます。</p>
<p>○ 災害応急対策 風水害編 第1章 災害警戒期の活動 第4節 避難誘導</p>		
82	<p>災害時要援護者支援プランは、個別避難計画とは違うのか。</p>	<p>「災害時要援護者支援プラン」とは現在「避難行動要支援者支援プラン」に名称を変更しています。ご指摘いただいた内容を踏まえ、修正させていただきます。</p> <p>なお、「避難行動要支援者支援プラン」とは堺市が定める「堺市災害時要援護者避難支援ガイドライン」のことを指し、「個別避難計画」は、避難行動要支援者の避難支援の実施に必要な事項をまとめたもので、避難行動要支援者ごとに個別に作成するものになります。</p>
83	<p>避難行動要支援者対象外でも避難が難しい方々がおられるが、どう行動すればよいのか。</p>	<p>災害時については、避難行動要支援者に限らず、全ての方々が事前に理解を深め、正しい避難行動を認識することが求められます。</p> <p>また、災害リスクに応じた適切な行動を予め把握し、事前に避難支援者を確保するなど共助による助け合いのネットワークを構築するなどの取組が重要と考えます。</p>
84	<p>市長が避難情報「避難指示」を発令したのち、避難行動要支援者自身に情報伝達するのは誰か。また、警戒レベル3「高齢者等避難」を住民にどう周知するのか。</p>	<p>避難情報の判断・伝達マニュアル等に基づき、「災害の種類別や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮して、同報系防災行政無線や広報車、報道各社への放送要請、Lアラートの活用、校区コミュニティ、自主防災組織、自治会、民生委員児童委員等への電話・FAXなど様々な手段により行います。</p>
85	<p>支援学校や発達支援センターで避難誘導をしてもらえるのか。</p>	<p>支援学校で教育活動中に災害が発生した場合、担任は、児童生徒をあらかじめ決めている避難場所に避難させ、保護者に引き継ぐまで児童生徒の保護をします。</p> <p>また、児童発達支援センターにおいても同様に、職員が避難誘導を行います。</p>

○ 災害応急対策 風水害編 第2章 災害発生後の活動 第1節 災害情報の収集伝達		
86	<p>複数の重度知的障害者等が、孤立しそうな集落に住んでいることを事前に把握してほしい。</p>	<p>避難行動要支援者調査事業を実施し、個人情報利用に関する本人同意を得た「避難行動要支援者一覧表」を作成し、地域と行政で避難行動要支援者の情報を共有しています。</p> <p>また、今後、災害の避難対象区域などの地理的状況や、避難行動要支援者の心身の状況等による優先度も踏まえ、個別避難計画の作成に取り組んでまいります。</p>
○ 災害応急対策 風水害編 第2章 災害発生後の活動 第14節 指定避難所の開設・運営		
87	<p>指定避難所は最大限7日間とあるが、それ以降は応急仮設住宅に移る可能性があるということか。</p> <p>指定避難所が閉所した後の、必要物資の供給などはどうなるか。</p>	<p>「風水害編」として風水害時を前提にまとめている箇所ですが、最大限7日間というのは目安であり、近年、頻発化・激甚化している各地での風水害時の被災状況をふまえると7日間を超えることも想定されますので、災害の規模に応じて災害対策本部で決定するものとしています。</p> <p>なお、指定避難所を閉所した後の必要物資の供給は適宜検討する必要があります。</p>
88	<p>混乱防止のための避難者心得を掲示するとあるが、ルールを守ることが難しい障害者は避難所に居づらくなるのではないか。</p>	<p>避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき、各避難所において避難所運営委員会を設置のうえ行うこととなります。運営委員会は自主防災組織等、行政、施設管理者、ボランティア団体や企業等で構成し、運営内容や役割により班体制を整備します。その中で「要配慮者に関する班」等を設置し必要な支援や対応を行うこととします。引き続き、避難者の人権を尊重し、要配慮の方が安全安心に避難生活を送れる避難所運営を推進してまいります。また、ご指摘いただいた内容をもとに、表記を修正します。</p>
89	<p>応急修繕についての情報は障害者及びその家族にもわかりやすく提供してほしい。</p>	<p>正しい情報を避難者全員に伝達することが重要です。障害者やその家族、日本語の理解が十分でない外国人の方などへの情報伝達について、対応職員の配慮や工夫が図られるよう、意識と知識の向上に努めます。</p>
○ 災害応急対策 風水害編 第2章 災害発生後の活動 第16節 保健衛生活動		
90	<p>要配慮者の心身双方の健康状態に配慮して頂くとともに、その家族等への同様の配慮してほしい。</p>	<p>本市は、これまでも避難者の人権を尊重した避難所運営が行われるよう、避難所運営マニュアルを作成し、市職員はもとより自主防災組織をはじめとする地域の方々への周知を図ってまいりました。</p> <p>今後も要配慮の方が安心して避難生活を送れるよう意識啓発に取り組めます。</p>

○ 災害応急対策 風水害編 第2章 災害発生後の活動 第17節 避難行動要支援者支援		
91	避難行動要支援者の被災状況を把握するための窓口はどこになるのか。	避難行動要支援者の発災時における被災状況については、市、民生委員児童委員、警察をはじめ地域の方々や民間事業所による共助のネットワークなど様々手法で把握を行います。またその情報については、災害時の情報収集拠点となる避難所を通じ、各区災害対策本部において収集整理を行います。なお区災害対策本部で収集整理した情報のうち、区域での対応困難な事案や市域で統一した対応すべき案件については、市災害対策本部で一元的に集約し、必要な対策や対応を検討実施します。
92	在宅福祉サービスの継続提供は必要。すみやかに利用が開始されるようにしてほしい。	要配慮者やその御家族に対し、在宅福祉サービスの継続提供について必要な情報や、これらの利用に当たって必要な手続等についての情報を提供します。また、各区の障害者基幹相談支援センターとも連携し、サービスを必要とされる方に多様な選択肢をお示しすることができるよう努めます。
93	障害児者の家族が被災した場合、直ちに生活施設へ入所できるようにしてほしい。	要配慮者である障害児の御家族が災害により要配慮者をケアすることができなくなった場合については、入所施設や共同生活援助（グループホーム）等の生活の場に係る情報や、これらの障害福祉サービス等の利用に当たって必要な手続等についての情報を提供します。また、大阪府等の他の地方公共団体や各区の障害者基幹相談支援センターとの連携、情報共有を図り、要配慮者に多様な選択肢をお示しすることができるよう努めます。
○ 事故等編		
94	事故等による災害は、周辺住民へのリスク情報が不可欠であり、障害特性に応じ提供してほしい。	事故など突発的な事象が発生し、これが大規模な「災害」とされるような状況になることが想定される場合、またなった場合には影響が想定されるあらゆる市民の方々に迅速かつ確実に情報共有を行い、速やかな避難行動をとることが重要です。このため発災時においては、発生した事象に応じた適切な行動に結びつくための避難情報の発信など、障害特性も考慮した様々な情報発信に努めます。
○ 事故等編 第5節 危険物等災害応急対策		
95	アスベストはどの項目に入るのか。	事故等編には、災害対策基本法施行令第1条に規定する放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故の応急対策を記載しています。災害に伴うアスベストの応急対策については、修正案

		P271(第1章 第11節 第2 建築物等)、P286(同章 第15節 第4 被災建築物等におけるアスベスト露出状況等の把握)、P327(第2章 第11節 第3 災害廃棄物等(津波堆積物を含む。)処理)、P334(同章第14節 第1 災害発生時におけるボランティアの活動)、P456(第2章 第21節 第3 災害廃棄物等処理)、P462(第2章 第23節 第1 災害発生時におけるボランティアの活動)に記載しています。
○ 事故等編 第7節 放射線災害応急対策		
96	大阪府下にある原子力関係施設の影響(リスク)をどのように考えているのか。障害者がそのリスクを回避するのは難しい。	放射線災害については、ご指摘の通り災害の発生が確認し難いという特殊性に鑑み、国や大阪府をはじめとした防災関係機関と連携し、迅速かつ組織的に住民の安全確保対策を講じる必要があることを認識しています。特に障害者の方々を含め避難行動要支援者の避難については、東日本大震災における教訓を踏まえ、確実な避難情報の伝達と安否確認の実施に努めます。
○ 事故等編 第8節 林野火災応急対策		
97	南区は土砂災害や林野火災のリスクが大きく、障害者及び家族だけでは避難できない。	南区に関わらず山や川、海の多い日本の暮らしにおいて、風水害や地震など自然災害のリスクは共存せざるを得ないものであると認識しています。このことから、障害者に関わらず全ての方々が災害リスクに対して理解を深め、正しい避難行動を認識し、発災時適切に行動することが求められます。特に障害者や高齢者など避難行動要支援者の避難行動には困難な状況が予測されるため、災害リスクに応じた適切な行動を予め把握し、事前に避難支援者を確保するなど共助による助け合いのネットワークを構築するなどの取り組みが重要と考えます。令和3年災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を策定することが努力義務となり、現在その手法について検討を開始しています。今後、災害の避難対象区域などの地理的状況や、避難行動要支援者の心身の状況等による優先度も踏まえ、個別避難計画の作成に取り組んでまいります。
○ 災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第2節 被災者の生活再建等の支援		
98	災害見舞金の支給については、確実に本人に支給されるようにしてほしい。	災害見舞金の支給を含め、災害発生に伴う事務の執行に関しましても、事務マニュアル等をふまえた手順を徹底し、適正に事務処理がなされているかどうか、常に点検を行い、不適正な事務執行の未然防止に努めます。

99	特定優良賃貸住宅の空き家活用とあるが、この制度はまだあるのか。	ご指摘のとおり制度廃止に伴い、項目を削除いたします。
○ 災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第5節 ライフライン等の復旧		
100	ライフライン復旧時には、障害者を見守り・確認できる体制が必要である。	ライフラインの復旧にあたっては、ご指摘のとおり利用者自身による作業が伴う状況が想定されます。利用者が障害者の場合には、注意すべき事項があることを改めて認識しましたので、ライフライン事業者と情報を共有し、可能な対応などについて今後検討していきたいと考えます。
○ 災害復旧・復興対策 第2章 復興の基本方針 第1節 復興の基本方針		
101	復興計画作成には、障害当事者・家族・支援者が参画する必要がある。	頂いたご意見を参考にしながら、災害発生後の復興計画作成の体制を検討してまいります。